



●特集

きらめく季節、街歩きへ・・・ 2～5

●Pick Up News

- お手元の国民健康保険証が有効期限を迎えます 6
- 市内大学・専門学校魅力発信フェア・・・ 6
- 秋の火災予防運動 11 月 9 日(国)～ 15 日(国)・・・ 6
- 奨学金返還助成制度 参画企業の募集・・・ 7
- 令和 6 年度決算に基づく 健全化判断比率等を算定 7

- 人事行政の運営等の状況・・・ 7
- まちの話題・・・ 8
- 暮らしの情報・・・ 9～19
- 市長コラム・・・ 20
- けやきスペシャルパレード・・・ 20

ライトアップされている西之丸庭園の様子です。

11 月 3 日は和歌山市民憲章の制定日

和歌山市民憲章は、市民が愛唱し、実行できる身近な誓い・合言葉として昭和 41 年 11 月 3 日に制定されました。

市民憲章は、一人ひとりの心がまえを定めたものです。私たちのまちを魅力あるまちとするためにも、憲章を生活の様々な場面で想起し、職場や学校で唱和しましょう。

和歌山市民憲章

自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
互いにたすけあい、希望にみちたまちをつくりましょう。
きめごとを守り、人に迷惑をかけない市民になりましょう。
仕事に誇りを持ち、たくましい市民になりましょう。
教養を高め、視野の広い市民になりましょう。